平成２５年（フ）第３４１０号
栃木県鹿沼市上奈良部町12番１号
債務者　喜務良工業株式会社
代表者代表取締役　木村　文康
１　決定年月日時　平成25年４月３日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　武田　　康
４　破産債権の届出期間　平成25年５月１日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年７月４日午後３時
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第９号
京都府綾部市下八田町才ヶ花２番地の１
債務者　有限会社高橋つり具
代表者代表取締役　西村　定己
１　決定年月日時　平成25年５月２日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　大西　秀憲
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年７月18日午後１時30分
京都地方裁判所福知山支部破産係

平成２５年（フ）第８１８号
札幌市中央区南１条西12丁目322番13
債務者　株式会社ココロ
代表者代表取締役　佐々木義仁
１　決定年月日時　平成25年５月２日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　綱森　史泰
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年７月26日午後２時
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第８１９号
札幌市中央区南１条西12丁目322番13
債務者　カタチカラ株式会社
代表者代表取締役　佐々木義仁
１　決定年月日時　平成25年５月２日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　綱森　史泰
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年７月26日午後２時30分
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第１８４号
兵庫県尼崎市名神町１丁目３番11号
債務者　日本エリント株式会社
代表者代表取締役　門田　満政
１　決定年月日時　平成25年５月２日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　安部　朋美
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年７月26日午前10時
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２５年（フ）第８１０号
札幌市中央区南５条西９丁目1014番地１
債務者　株式会社大翔
代表者代表取締役　目崎　邦彦
１　決定年月日時　平成25年５月２日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　川北　映輔
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年７月30日午前11時
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第８２号
山形県西村山郡河北町谷地ひな市１丁目１番地の１
債務者　有限会社ウロコイチ
代表者代表取締役　髙橋　太一
１　決定年月日時　平成25年５月７日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　森川　真樹
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年８月８日午後１時30分
山形地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第２６９号
神戸市須磨区常盤町１丁目１番20号横綱ビル４Ｆ
債務者　株式会社チューナー
代表者取締役　邊見　桂一
１　決定年月日時　平成25年５月１日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　浅田　修宏
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年８月21日午前10時
神戸地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第９６号
北海道富良野市字南扇山の３
債務者　庄田　勝美
１　決定年月日時　平成25年５月２日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　大箸　信之
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年８月28日午後３時10分
旭川地方裁判所民事部

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

平成２５年（フ）第５９号
福岡市中央区平和３丁目８番14号
債務者　加茂　成実
１　決定年月日時　平成25年４月26日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　徳永　弘志
４　破産債権の届出期間　平成25年６月20日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年７月18日午後３時
６　免責意見申述期間　平成25年６月26日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第２１号
福島県田村郡三春町大字北成田字高谷72番地の１
債務者　橋本　義剛
１　決定年月日時　平成25年５月２日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　吉津　健三
４　破産債権の届出期間　平成25年７月２日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年７月25日午後１時30分
６　免責意見申述期間　平成25年７月２日まで
福島地方裁判所郡山支部破産係

平成２５年（フ）第１８号
千葉県茂原市東郷1855番地１プレミール東郷Ｃ103号
債務者　小倉　義雄
１　決定年月日時　平成25年５月２日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　松本　知世
４　破産債権の届出期間　平成25年６月３日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年７月17日午前10時30分
６　免責意見申述期間　平成25年７月10日まで
千葉地方裁判所一宮支部破産係

平成２５年（フ）第９号
熊本県阿蘇郡高森町大字高森1962番地８
債務者　髙木　弘実
１　決定年月日時　平成25年５月７日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　関塚　明子
４　破産債権の届出期間　平成25年６月17日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年７月16日午前11時
６　免責意見申述期間　平成25年７月15日まで
熊本地方裁判所阿蘇支部

平成２５年（フ）第１０号
熊本県阿蘇郡高森町大字高森1962番地８
債務者　髙木　恵美
１　決定年月日時　平成25年５月７日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　関塚　明子
４　破産債権の届出期間　平成25年６月17日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年７月16日午前11時
６　免責意見申述期間　平成25年７月15日まで
熊本地方裁判所阿蘇支部

平成２５年（フ）第２４号
北海道小樽市稲穂４丁目４番156号　ウイングウォール507
債務者　國安　聡司
１　決定年月日時　平成25年５月２日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　龍山　　聰
４　破産債権の届出期間　平成25年５月31日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年７月23日午後３時
６　免責意見申述期間　平成25年７月16日まで
札幌地方裁判所小樽支部

平成２５年（フ）第１６号
熊本県菊池市七城町砂田257番地２コーポ蟹穴Ｂ棟102号室、住民票上の住所熊本県菊池市玉祥寺179番地４
債務者　島田可南子（旧姓山本）
１　決定年月日時　平成25年５月７日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　野方　洋助
４　破産債権の届出期間　平成25年６月７日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年７月16日午前11時
６　免責意見申述期間　平成25年７月16日まで
熊本地方裁判所山鹿支部破産係